

安全センター

[発行]

尼崎労働者安全衛生センター

[連絡先]

〒660-0802

尼崎市長洲中通 1-7-6

TEL・FAX 06-4950-6653

6月22日(土) 13時～
尼崎市中小企業センター
(尼崎市昭和通 2-6-68)
クボタ・ショックから14年
「アスベスト被害の救済
と根絶をめざす尼崎集会」
に参加しましょう！

医療・介護・福祉職場の腰痛は自己責任か？

四月二五日、安全センター事務所に「腰痛事例と対応・対策」をテーマとして定例交流会を開催しました。交流会は事前に質問への回答を準備して臨む形を取りました。

- ① 過去一〇年くらいの間で、あなたの職場であった腰痛事例（急性・慢性）について教えてください
- ② それぞれの事例の対応はどのようなものでしたか（労災申請有無、医療機関受診有無、職場復帰などについて）
- ③ 腰痛事例発生後の職場の対策は？
- ④ 腰痛の発生しやすいと思う職場はどこですか？何か対策をしていますか？

実際に起こった事例や取組んだ対策について共有し、質問や意見

で理解を深め、それぞれ参加者の職場に適用・応用して安全な職場づくりを進められないか。このような取組み方が安全センター交流会の主な進め方になっています。

対策の難しい

医療・介護職場

市水道労組、日興商会労組からは腰痛の事故報告は近年ほとんど聞かないということでしたが、医療・介護事業を行っている阪神医療生協からはここ数年で四名の労災認定が確認されていると報告がありました。

具体的には入院患者の看護・介護を行う病棟職場、自宅療養されている方の看護・介護を行う訪問看護・介護職場、介護認定された方がリハビリやレクリエーション、食事、入浴等のために利用するデイサービスセンターで腰痛の発生がありました。

腰痛ベルトの貸与、体操、複数

人での対応等腰痛予防に取組んでいます。抱える抱える突発的な動作への対応に苦慮しています。抱える対象物が物であれば「落下させる」選択もあり、絶対落下させてはならないものは複数人で慎重に運ぶことができます。それが対人業務となる場合、落下させると怪我につながります。また、複数人で対応することが対策だと言われている。一人職場や夜間時の人手不足が生じているのが、残念ながらこの業界の常識です。

重量物の取り扱いの

おさらい

過去の安全センターの交流会、講演会でも、この腰痛については何度もテーマとして取り扱ってきました。

「重量物の取扱いは労働省通達（基発五四七号）によると男性の

腰痛原因「8割不明」は誤解

過去の米論文が広く流布

▼専門医らがあらためて分析

「8割以上が原因不明・多くは心理的要因によるもの」とされてきた腰痛。このほど開かれた日本整形外科学会の記者説明会で、札幌医科大学の山下敬彦教授（整形外科）は「腰痛の原因は『8割不明』という誤解。よく調べてみると、多くは原因が分かります。心理的要因はごく少数にすぎない」と解説した。

慢性腰痛で一番多いのが腰痛。身体運動に関わる関節や運動器の慢性痛の大規模調査によると、慢性痛を訴える人の6割強が腰痛を挙げる。

「以前『腰痛は8割以上が原因不明で、多くは心理的社会的ストレスによる』と報道されて広まり、いまだに信じられている」と山下教授。

「これは2001年の米国の論文が基になっている。腰痛の85%は『非特異的』原因が明らかでない」とのデータが出され、かなり影響力があった。論文の筆者は整形外科医でなく、麻酔で、整形外科的な検査はしていないと聞いている。

すぐに治療を

山口大学医学部は、整形外科の専門医が腰痛患者320人を対象に、質問票やエックス線撮影、神経学的検査などを駆使して原因分析を実施。16年に論文にした。

「研究結果は、実際に原因が特定できない『非特異的』とされたのは70人（22%）にとどまり、残りの78%は原因の特定が可能だった。心因性腰痛は全体の0.3%にすぎなかった」。

「残りの約78%は筋肉や筋膜、骨の関節の痛みが原因で、いずれも運動療法や薬物療法で対処できるものだった」。

内訳は筋・筋膜性腰痛17.5%、後方に反ると痛い椎間関節性腰痛21.3%、前屈すると痛い椎間板性腰痛12.5%、背骨と骨盤をつなぐ仙腸関節性の腰痛5.6%。

危険な腰痛と神経症状を伴う腰痛
危険な腰痛
内臓疾患
がん、大動脈瘤(りゅう)など
腫瘍 [がんの骨転移など]
感染症 [結核性脊椎炎など]
神経症状を伴う腰痛
腰椎椎間板ヘルニア
腰部神経根狭窄(きょうさく)症
椎体骨折 [骨折しょう症]

からだ

「残りの約78%は筋肉や筋膜、骨の関節の痛みが原因で、いずれも運動療法や薬物療法で対処できるものだった」。

内訳は筋・筋膜性腰痛17.5%、後方に反ると痛い椎間関節性腰痛21.3%、前屈すると痛い椎間板性腰痛12.5%、背骨と骨盤をつなぐ仙腸関節性の腰痛5.6%。

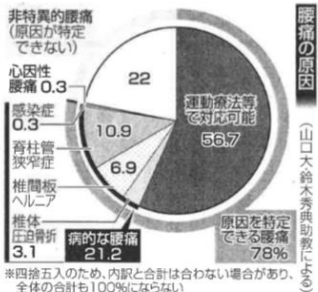
6割は運動療法などで対処

心理的要因は少数

「診断でまず大事なのは、命に関わる重篤な疾患と神経症状を伴う腰痛をうつけること。重篤な疾患を伴う腰痛は、がんや内臓疾患などによるものがあり、神経障害を伴う腰痛には椎間板ヘルニア、脊髄神経症、椎体骨折などがある」。

危険な兆候は①安静時でも痛みがある②体重が顕著に減少を伴う③これに脚のしびれや痛みなどの神経症状が付随する④これは要緊だ。

山下教授は深刻でない場合、まずは自分で対処し、6週間ぐらいいは様子を見ていい。それでもよくなる場合は受診して検査を受ける必要がある」と話している。



みんなの問題です

今、看護・介護労働者が不足していると言われています。過重であること、労働環境の悪さが大きな要因ではないでしょうか。人の健康や命を守る医療・介護・福祉職場での労働環境改善は、もちろん提供される医療や介護の質にも関わってきます。国、社会全体で考えなければならぬ課題です。

もう一度 ●○○●○○●○ 山下五郎医師 ○○●○○●○○●○○● のこと

191号（先号）に、「尼崎に山下五郎という 医師がいた」を掲載したところ、お電話もいくつかもらい、お連れ合いで元気にされている山下絢子様からお便りをいただきました。

「思いがけずセンターのニュースに夫の記事が載っており、うれしく思い、またいろいろ思い出し涙が出てしまいました。夫のことを思い出してくれる仲間が元気でおられることに感謝です。うれしかったので夫の兄にも送りました。：アスベスト疾患・患者と家族の会や安全センターのニュースがありがとうございます。組合の力が弱

くなっているのに、毎月定例会を開きニュースを出すのは、大変な努力をされていることだと感じております。安全センターニュースもうすぐで200号を迎えるのですね。すばらしいです」。

さあ、安全パトロール出発。
（於 東亜バルブ、左端山下医師）



憶えていますよと、

太田武夫先生

尼崎安全センターにも何度か来ていただいた太田武夫先生からお手紙をいただきました。

「191号の記事を読み、憶えている中に私もまだいるよと手を挙げようと筆（パソコンですが）をとりました。私は現在80歳、岡山大学で定年まで勤めて他大学、産業医等をしたのち完全隠居で受診に専念しています。

私が衛生学教室でいた時代、山下先生と労災職業病に関して連携をとり、よく

お会いしておりました。昭和45年頃私が1年間大阪府立公衆衛生研究所の原一郎先生のもとで職業病の勉強のため内地留学で在阪の折には診療所を手伝ったり、その後関連する職場の見学にも行きました。（富士レジンの石綿研磨なども見せていただきました）

診療所は綺麗とはお世辞にも言えませんでした、職員と患者さんの交流が人間的だったのが印象的でした。当時連携して仕事をしていた横浜港町診療所、大阪南労会診療所、神戸弁天浜診療所もよく似た雰囲気でした。

山下先生は私より年下でしたが、温厚で数少ない言葉の中にひとを説得する力があり、私は見習わねばならぬと何時も思っておりました。夭折されたのは本当に悔しい運命でした。ご自宅にお悔やみに参りました折に、ご家族との最後の様子も奥様にお聞きして、無念であったと心底お察し申し上げました。

貴センターのくじけない前進を心より祈っております」。

多重疾病をかかえられ、また御厚志をいただく中でのまことに重たいお便りです。尼崎安全センターは労働現場で私たちが感じていることを持ちより、それを土台にして、各職場で交流し改善につなげていくという活動を続けてきました。これを継続させるためには、各職場の労組安全担当者が積極的に問題を持ちより交流することができなければなりません。が、前方になかなか光は見えてきてくれません。

（H）

あなたの職場で

2019年(平成31年)1月10日(木)

毎日新聞

労災補償1社のみ「違法」

ダブルワーク男性国提訴

大阪地裁

契約社員として2社で働き、長時間労働でうつ病を発症した大阪府の男性(40)が、労災保険の休業補償金を1社だけの賃金に基づいて算定したのは違法として、国に給付決定の取り消しを求める訴えを大阪地裁に起こした。政府は会社員の副業や兼業を推進しており、男性側は「ダブルワークでは両方の賃金に対して補償すべき日はなく、夜から翌朝まで働いた。2社分の仕事は150日以上連続勤務や、1カ月134時間に及ぶ時間外労働があった。男性は同年6月にうつ病を発症。運営会社での長時間労働やパワハラが原因だと、15年に労災認定を受けた。しかし、労働基準監督署で休業補償金の算定基準となったのは、運営会社の賃金だけ」と訴えた。

【上支恵】

算定基準改正へ議論

ダブルワークの労働者は増えているが、労災保険が1社所得額が収入の増加を求め、だけの賃金を基準に算定されると、休業中の補償金が激減する恐れがあり、制度改正に向けた議論も始まっている。総務省の調査によると、2017年に複数の職場で雇用されていた人は約128万人で、07年より約26万人増え、全体の2.2%を占めた。副業の希望者は約385万人に達しており、厚生労働省は18年にガイドラインを定め、原則として副業を認めるよう企業に求めている。

一方、副業している人の約7割は本業の所得が300万円を保障することだ。不十分な賃金で副業せざるを得ない労働者が増え、国も推進している。長時間労働による労災保険の目的は生存権